

2004（平成16）年3月5日

沖縄県
知事 稲嶺 恵 一 殿

異議申立人
氏名 土田 武信

異議申立書

以下のとおり異議申立てをします。

1．異議申立人の氏名、年齢及び住所

氏名： 土田 武信

年齢： X歳

住所： 902-8521 沖縄県那覇市国場555 沖縄大学 I号館202号室気付

2．異議申立てに係る処分

貴殿による、2004（平成16）年3月1日付け「公文書開示決定通知書」（文政1494号）ほか4点の開示を受けるに際しての対応について

3．異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

2004（平成16）年3月2日（火）

4．異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、前述の「公文書開示決定通知書」（文政1494号）ほか4点について、行政情報センターにて、その開示を受けるに際し、異議申立人の同伴者2名と一緒に開示を受けたく、また、県政記者クラブ（マスコミ）に対し、この開示について取材要請をも行なって、その開示に臨んだ。

ところが、行政情報センターは、

1）異議申立人の同伴者2名に対しては、質疑等はできない旨、また、異議申立人である私とは別の座席への着席を指示するとともに、

2）マスコミ各社に対しては、異議申立人がその取材を承諾するにもかかわらず、開示請求に対する決定通知書の内容や、異議申立人が閲覧する文書への取材（閲覧）を断ったため、マスコミ各社は、行政情報センター室からの退室を余儀なくされた。

異議申立人が異議を申立てるのは、そのような行政情報センター側の対応についてである。

異議申立人が求めた行政文書は、異議申立人の個人情報ではない。広く、県民・市民一般に公開されて然るべき行政文書なのであるから、異議申立人ではなかった者（今回の場合は、異議申立人の同伴者やマスコミ）に対しても、可能な限り、広く、異議申立人と同様な閲覧を認めて然るべきである。また、そのような対応は、沖縄県情報公開条例の趣旨にも逸脱するものとする。

そこで、このような行政センター側の対応の是正を求め、ここに、異議申立てをする次第である。

なお、本異議申立ての趣旨及び理由については、必要に応じて、補充するよう努めたい。

5．処分庁の教示の有無及びその内容

このような対応について、異議申立人は予想していなかったこともあり、このような対応に対する異議申立てについて、とくに、教示を受けることはなかった。

以上

2004（平成16）年3月5日

沖縄県
知事 稲嶺 恵 一 殿

異議申立人
氏名 土田 武信

異議申立書

以下のとおり異議申立てをします。

1．異議申立人の氏名、年齢及び住所

氏名： 土田 武信

年齢： X歳

住所： 902-8521 沖縄県那覇市国場555 沖縄大学1号館202号室気付（電話：832-2948）

2．異議申立てに係る処分

貴殿による、2004（平成16）年3月1日付け「公文書不開示決定通知書」（文政1497号）

3．異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

2004（平成16）年3月2日（火）

4．異議申立ての趣旨及び理由

前述「公文書不開示決定通知書」（文政1497号）にも記載されているとおり、異議申立人が開示を求めている文書は、「（文化環境）部としての意志決定は終了している」ものです。

どうして、その文書の開示が、沖縄県情報公開条例第7条6号に該当するのでしょうか。

異議申立人を含む私たちの時代は、これまでの時代と違って、

- 1）行政側には、説明責任義務の履行、あるいは、その政策（意思）決定過程の透明化が求められ、
 - 2）市民（県民）側には、でき得るかぎり、行政側の保持する情報を共有した上で、市民としてのあるべき意見を形成し、このような意見を行政側に反映させる、そして、
 - 3）行政（沖縄県）は、より望ましい政策決定を行なっていく、
- このようなことが強く求められているのではないのでしょうか。

このようなプロセスは、ある意味では、目新しいやり取りではないと思われます。議会でのやり取りは、ほんらいそのようなものでしょうし、行政側も、広く、市民（県民、国民）の声を取り入れるよう努力を積み重ねてきているのではないのでしょうか。

そうだとすると、今回、異議申立人が求めた文書を公開することは、ごく自然のことなのではないのでしょうか。行政側（文化環境部）が、自信をもって、部の意見は、これこれなのだから、理解を求めるという姿勢を、広く、市民（県民）に示すべきなのではないのでしょうか。

なお、本異議申立ての趣旨及び理由については、必要に応じて、補充するよう努めたい。

5．すみやかな審査を求めます。

本異議申立ての審査の時期について、要望させていただきます。この度、異議申立人が開示請求を求めた文書は、土木建築部（河川課）が、那覇防衛施設局からの「公共用財産使用協議について」（2003年11月17日）すなわち、いわゆるボーリング調査許可申請に対する許可判断の前に、開示されてこそ、意味のある行政文書であると考えております。

つきましては、この度の不開示決定処分に対する異議申立ての審査を、その許可判断が行なわれる以前に行なっていただきたく、ここに、強く要望させていただきます。

6．処分庁の教示の有無及びその内容

前述の不開示決定について、不服（異議）がある場合、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てすることができる旨の教示があった。ただし、異議申立ての宛先については、とくに教示はなかったため、貴殿に対して、異議申立てを行います。

以上